

こくりつけんきゅうかいはつほうじんうちゅうこうくうけんきゅうかいはつ き こう しょうがい り ゆ う
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構における障害を理由とする
さべつ かいしょう すいしん かん きてい
差別の解消の推進に関する規程

へいせい ねん がつ にち きていだい ごう
平成28年3月15日 規程第28-12号
かいせい れい わ ねん がつ にち きていれいわだい ごう
改正 令和 6年 月 日 規程令和第 一 号

もくてき
(目的)

だい じょう きてい しょうがい り ゆ う さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねん
第1条 この規程は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年
ほうりつだい ごう い か ほう だい じょうだい こう きてい もと しょうがい り ゆ う
法律第65号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由
さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん れいわ ねん がつ にちかくぎけつてい い か
とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。以下
きほんほうしん そく こくりつけんきゅうかいはつほうじんうちゅうこうくうけんきゅうかいはつ き こう い か
「基本方針」という。)に即して、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下
き こう やくいんおよ しょくいん ひじょうきん やくいんおよ しょくいん ふく い か やくしょくいん
「機構」という。)の役員及び職員(非常勤の役員及び職員を含む。以下「役職員」と
てきせつ たいおう ひつよう じこう さだ もくてき
いう。)が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

ふとう さべつてきとりあつか きんし
(不当な差別的取扱いの禁止)

だい じょう やくしょくいん ほうだい じょうだい こう きてい じ む また じぎょう おこ あ
第2条 役職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当た
しょうがい しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はつたつしょうがいおよ こうじのうきのうしょうがい ふく
り、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含
む。))ほか しんしん きのう しょうがい なんびょうなど きいん しょうがい ふく
む。))その他の心身の機能の障害(難病等)により起因する障害を含む。))をいう。
い か きてい おな り ゆ う しょうがいしや しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき
以下この規程において同じ。))を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により
けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい い か
継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下こ
きてい おな もの ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしや
この規程において同じ。))でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者
けんりりえき しんがい あ やくしょくいん べっし さだ りゆうい
の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意
じこう りゆうい
事項に留意するものとする。

こうりてきはいりょ ていきょう
(合理的配慮の提供)

だい じょう やくしょくいん ほうだい じょうだい こう きてい じ む また じぎょう おこな あ
第3条 役職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当た
しょうがいしや げん しゃかいてきしょうへき じよきよ ひつよう むね い し ひょうめい
り、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった
ばあい じっし ともな ふたん かじゅう しょうがいしや けんりりえき
場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を
しんがい とうがいしょうがいしや せいべつ ねんれいおよ しょうがい じょうたい おう
侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、
しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう こうりてき はいりょ い か こうりてきはいりょ
社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」と
ていきょう あ やくしょくいん べっし さだ りゆうい
いう。)の提供をしなければならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意
じこう りゆうい
事項に留意するものとする。

かんとくしゃ せきむ
(監督者の責務)

第4条 役職員のうち、役員及び職責規程(規程第28-10号) 第2条第4号に定める
基幹職にある者(以下「監督者」という。)は、前二条に掲げる事項に関し、障害を
理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければ
ならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その
監督する役職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を
深めさせること。

二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、
苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する役員に対して、合理的
配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ
適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 役員が障害者に対し、不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がない
にもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合には、その態様等によっては、
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付さ
れることがある。

(相談体制の整備)

第6条 役員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の
関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口は、機構総務部に設けて
いるコンプライアンス総合窓口とする。

2 前項の窓口については、必要に応じて、相談等に対応する役職員の確保・充実を
図るものとする。

(研修・啓発)

第7条 機構は、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、役員に対し、法
や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・
啓発を行うものとする。

2 新たに役員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する
基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった役員に
対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解さ

せるために、それぞれ、研修を実施する。

- 3 機構は、役職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮しつつ障害者に適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

附 則（平成28年3月15日規程第28-12号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年 月 日 規程令和第一号）

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

きこう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きてい かか りゆうい
機構における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程に係る留意
じこう
事項

だい ふとう さべつてきとりあつか きほんてき かんが かた
第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ほう しょうがいしゃ たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ざい かくしゅ
法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種
きかい ていきょう きょひ また ていきょう あ ばしょ じかんたい せいげん
機会の提供を拒否すること又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、
しょうがいしゃ しゃ たい ふ じょうけん ふ しょうがいしゃ けんりりえき
障害者でない者に対しては付さない条件を付することなどにより、障害者の権利利益
しんがい きんし くるまいす ほじょけん ほか しえん ききとう りゆう
を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や
かいじょしゃ つきそ どう しゃかいてきしょうへき かいしょう しゅだん りょうとう りゆう おこな
介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行わ
ふとう さべつてきとりあつか しょうがい りゆう ふとう さべつてきとりあつか がいとう
れる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

しょうがいしゃ じじつじょう びょうどう そくしん また たっせい ひつよう とくべつ そち
また、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、
ふとう さべつてきとりあつか しょうがいしゃ しょうがいしゃ もの くら ゆうぐう
不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇
とりあつか せつきよくてきかいぜん そち ほう きてい しょうがいしゃ たい ごうりてき
する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的
はいりょ ていきょう しょうがいしゃ しゃ こと とりあつか ごうりてきはいりょ ていきょうとう
配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するた
ひつよう はんい はいりょ しょうがいしゃ しょうがい じょうきょうとう かくにん
めに必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認するこ
ふとう さべつてきとりあつか あ
とは、不当な差別的取扱いには当たらない。

ふとう さべつてきとりあつかい せいとう りゆう しょうがいしゃ もんだい じむ
このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務
また じぎょう ほんしつてき かんけい しょうじぎょう おな しょうがいしゃ しゃ ふり あつか
又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱う
てん りゆうい ひつよう
ことである点に留意する必要がある。

だい せいとう りゆう はんだん してん
第2 正当な理由の判断の視点

せいとう りゆう そうとう しょうがいしゃ たい しょうがい りゆう ざい
正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや
かくしゅきかい ていきょう きょひ とりあつか きゃつかんてき み せいとう もくてき もと おこな
各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行わ
れたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。役職員は、
せいとう りゆう そうとう いな ぐたいてき けんとう せいとう りゆう かくだい
正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大
かいしゃく ほう しゅし そこ こべつ じあん しょうがいしゃ
解釈するなどして法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、障害者、
だいさんしゃ けんりりえき あんぜん かくほ ざいさん ほぜん そんがいはっせい ぼうしとう およ きこう じむ
第三者の権利利益(安全の確保、財産の保全、損害発生防止等)及び機構の事務
また じぎょう もくてき ないよう きのう い じとう かんてん かんが ぐたいてきばめん じょうきょう おう
又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて
そうごうてき きゃつかんてき はんだん ひつよう
総合的・客観的に判断することが必要である。

やくしゅくいん せいとう りゆう はんだん ばあい しょうがいしゃ りゆう ていねい
役職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に

説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、役職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

第3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- 障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来訪の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、障害を理由に付き添い者の同行を拒む。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における障害者本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。
- 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- 手続きを行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況や本人の手続きの意思等を確認する。(障害者本人の損害発生の防止の観点)

だい ごうりてきはいりよ きほんてき かんが かた
第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的
はいりよ しょうがいしゃ けんり かん じょうやく い か けんりじょうやく だい じょう ごうりてき
配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を
きょうゆう また こうし かくほ ひつよう てきとう へんこうおよ ちょうせい
享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であっ
て、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の
ふたん か ていぎ
負担を課さないもの」と定義されている。

ほう けんりじょうやく ごうりてきはいりよ ていぎ ふ ぎょうせいき かんとう たい
法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その
じ む また じぎょう おこな あ ここ ばめん しょうがいしゃ げん しゃかいてきしょうへき
事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁
の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う
ふたん かじゆう しょうがいしゃ けんりりえき しんがい
負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、
しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ごうりてきはいりよ おこな もと ごうりてき
社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的
はいりよ しょうがいしゃ う せいげん しょうがい きいん しゃかい
配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における
さまざま しょうへき あいたい しょう しゃかい かんが
様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考
かた ふ しょうがいしゃ けんりりえき しんがい しょうがいしゃ
方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者
こ こ ばめん ひつよう しゃかいてきしょうへき じょきよ ひつよう
が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ
ごうりてき とりくみ じっし とみな ふたん かじゆう
合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

2 合理的配慮は、機構の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる
はんい ほんらい ぎょうむ ふずい かぎ しょうがいしゃ しゃ ひかく
範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較にお
どうとう きかい ていきょう う じ む また じぎょう もくてき
いて同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・
ないよう き の う ほんしつてき へんこう およ りゅうい ひつよう ていきょう
内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に
あ てん りゅうい うえ とうがいしょうがいしゃ げん お じょうきょう ふ
当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏
ま え、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の
い こう そんちよう だい かか ようそ こうりよ だいたい そち せんたく ふく そうほう
意向を尊重しつつ第5に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の
けんせつてきたいわ そうごりかい つう ひつよう ごうりてき はんい じゅうなん たいおう
建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がな
される必要がある。建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を
じょきよ ひつよう じつげんか の う たいおうあん しょうがいしゃ やくしよくいん とみ かんが
除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と役職員が共に 考 え て いく
そうほう たが じょうきょう りかい つと じゅうよう たと しょうがいしゃ
ために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者
ほんにん しゃかいてきしょうへき じょきよ ふだんこう たいさく き こう たいおうか の う
本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、機構として対応可能な
とりくみとう たいわ なか きょうゆう など けんせつてきたいわ つう そうごりかい ふかめ さまざま
取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な
たいおうさく じゅうなん けんとう えんかつ たいおう し かんが
対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、
ごうりてきはいりよ ないよう ぎじゅつ しんてん しゃかいじょうせい へんかとう おう か え
合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るもので
ある。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮する
とく しょうがい じょせい たい しょうがい くわ じょせい ふ
ものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえ

た対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮とは別に、第4に示す環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、この規程やマニュアル等の改正等の環境の整備を図ることも有効である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次に掲げる要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。役職員は、過重

な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、役職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か)
- 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- 費用負担の程度

第6 合理的配慮の例

合理的配慮の例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例はあくまでも例示であり、第4で示した合理的配慮の性質を踏まえ、提供する内容は具体的場面や状況に応じて柔軟に検討するものであること、記載されている例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- 段差がある場合には、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す、パンフレット等の位置をわかりやすく伝えるなどする。
- 目的の場所までの案内の際には、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合には、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、役職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。
- イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてし

まう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取ったうえで、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。

- 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の役職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の役職員が案内する。

(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等のコミュニケーション手段やU Dフォントへの変更等の工夫を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ(テキスト形式)で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、役職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。

- 立って列に並んで順番を待っている場合には、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 駐車場等において、障害者の来訪が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 入館時にＩＣカードゲートを通過することが困難な場合、別ルートからの入館を認める。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまで例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや電話リレーサービスを紹介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- 介助を必要とする障害者から、セミナー受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該セミナーが受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。
- 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはいできない」という理由で対応を断

ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

- 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断
ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- イベント当日に、視覚障害者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブース
を回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいらないことから
対応を断ること。(過重な負担(人的・体制上の制約))